

弘前藩領における木綿・古手類の移入および流通について

石山 晃子

はじめに

一 弘前藩による衣服の規制

寒冷地域ゆえ木綿が自給できない弘前藩領においては、木綿は他地域からの移入に依存せざるを得ず、一般民衆とくに農民の衣料としては麻が主体であったと理解されている。それでは、木綿あるいは古手などの

弘前藩領における木綿の移入および流通の動向をとらえる上で、まずその消費者である領民に対する衣服規制のありかたについてみていくことにする。

木綿関連の衣料や衣類は、弘前藩領内にとどの程度移入されていたのか。またそれらはどのように流通していたか。木綿・古手類の移入および流通の動向をとらえることは、藩政時代における一般民衆の衣服史研究に有益であると同時に、当該地域の海運史研究を深める上で重要であるものの、そのような問題を本格的に取り扱った研究はほとんど見受けられない。^①

弘前藩における衣服規制はどのようなものであったか。「弘前藩庁日記 御国日記」(弘前市立弘前図書館蔵津軽家文書、以下「国日記」と略記)寛文元年(一六六一)六月二十一日条には次のようにみえる。

一、衣服之事、百石以上向後絹・紬・木綿可着之、百石より以下ハ可為木綿、此外堅停止之、惣而下々之者ハ半糸リ・帶等に至迄木綿之外可為無用事、^②

そこで本稿では、右の課題に資するべく、弘前藩による衣服規制のありかたについて確認したうえで、弘前藩領における木綿・古手商売の状況や木綿・古手販売業者の存在形態、木綿・古手類の移入にかかる規制の動向、農民による木綿・古手の入手状況などの諸点について検討し、その歴史的意義について明らかにすることにした。

これによれば役高一〇〇石以上の藩士は絹・紬・木綿を着用すること、一〇〇石以下の藩士は木綿のみ着用すること、そして一般領民の場合、半衿・帯に至るまで木綿以外は使用してはならないとしている。

弘前藩における衣服規制については、黒瀧十二郎氏の一連の研究に^③詳しいので、これ以降の衣服規制の変遷については同氏の研究に依拠して概観することにした。

まず藩士の場合についてみていく。正徳元年（一七一）八月、先年藩士一同に対し木綿の着用を命じたが、この度は紗綾・縮緬等の着用は役高一〇〇〇石および側用人に、絹・紬等は三〇〇石以上の者に認める。また三〇〇石以下の者および妻子は木綿を着用することとした（「国日記」同月二十六日条）。寛延三年（一七五〇）八月、役高三〇〇石以上の藩士に木綿の着用を奨励（「国日記」同月四日条）するが、これは藩財政の窮乏と寛延二年の凶作の影響を考慮したものと考えられる。享和三年（一八〇三）七月、役高三〇〇石以上、長袴以上の者は木綿の衣服を着用し、羽織・袴等は棧留（棧留縞、縞織の綿布）・川越平（絹織の袴地）より良いものを使用しないこと。二〇〇石以上、鬘斗目以上は木綿、羽織は紬と木綿、袴は棧留・小倉（木綿織物）。右以下御目見以上は木綿、袴は小倉木綿、羽織は並木綿、夏はなるべく麻布を使用することとされる（「国日記」同月十二日条）。文化四年（一八〇七）十二月には、すべての藩士が木綿の衣服を着用することを命じ（「国日記」同月十五日条）儉約の徹底化を図るとともに、先の享和三年七月にみられるような役の高等に応じた生地の使用についての詳細な規定もなされた。町人の場合、原則として木綿の衣服を着用することとされた。寛政二年（一七九〇）二月、御用達および町名主等の有力町人について、下着は小袖着用、絹・紬・太織等は許可するが、上着は木綿製のみとした（「御用格」同月十一日条）。弘化三年（一八四六）三月、町人が贅沢な衣服を着用する風潮が農民にも移行していることが指摘され、町人は男女ともに並木綿のみとされた。同時に農民は「上張」や「布小巾」を、手代や村役人は夏・冬とも麻布の羽織を着用することとしている（「国日

記」同月二十七日条）。

そして農民の場合、元禄十六年（一七〇三）三月、日常の農作業の際は麻布を着用することとするが、五節句など特別の場合は高価でない木綿の着用を許可している（「御用格」同月条）。享保九年（一七二四）十月、裕福な者や老人には木綿を認め、そのほかの者に対しては、肌着・かぶりもの・帯には木綿の使用を許可した（「国日記」同月十五日条）。さらに安永六年（一七七七）二月、手織の木綿はよろしいが、麻布の着用が原則とされる（「国日記」同月二十五日条）。そして寛政二年（一七九〇）二月、男女とも麻布と木綿の両方着用することが明確に規定され（「国日記」同月十一日条）、その後幕末まで同様の規定が多数みえる。このように、農民に関しては寛政二年以前には麻布の着用が原則であったものの、寛政二年以後からは、麻布と木綿の併用が認められたとされる。ところで弘前藩の隣藩である盛岡藩においては、どのような衣服規制がなされたか。西村綏子氏によれば、まず藩士の場合、前期は藩政も豊かで生活も安定していたためか絹・紬・布・木綿を分限に応じて着用していた。後期には次第に規制が厳しくなり、高知の面々は妻女とも絹の着用が許され、中級の藩士は妻女ともに紬、下級藩士以下は布・木綿のみを許された。そして町人は木綿を着用、百姓については、常に布・木綿の衣服をまわされており、百姓内の男女差や階層差はなかったとされている^④。盛岡藩による藩士、町民、農民に対する基本的な衣服規制のありかたと弘前藩の場合とは、さほど大きな違いはなかったかと思われる。

とくに農民に対する衣服規制についていえば、幕府法では、名主（庄屋）は妻子ともに絹・紬まで許され、一般の百姓は布・木綿・麻とされた。帯・えり・衣服の裏とも一般の百姓には絹・紬は御法度で、布・木綿とされた。諸藩においてもこの規制が必ず公布されており、徹底した公布状況であったという。⁵ 弘前藩の場合、当初、農民を含む一般領民に対して木綿以外着用してはならないとしているが、布（麻や葛、苧など）植物の繊維で織った織物、絹に対していう）の着用については言及していない。しかしながら実際には、農民の場合は寛政二年以前まで麻布の着用が原則としていたことからみて、幕府法同様、一般領民に対して絹・紬の着用を禁じたものと解釈してよいであろう。

以上のような弘前藩の衣服規制のありかたから、領内における木綿の消費者という点に注目すれば、そのおもな消費者は基本的に藩士および町人であった。そして農民の木綿着用が全面的に認められた十八世紀末頃からは、農民も木綿の消費者として領内の木綿市場に反映されることとなったとみられる。さらに農民に対して、手織の木綿も許可していることからみれば、当時の農村部には、綿布の自家生産のための繰綿（繰り車にかけて種を取り去っただけのまだ精製していない綿）や打綿（繰綿を綿弓で打って不純物を取り除き柔らかな繊維にしたもの）といった木綿の中間商品の需要があったことも推察される。このような点から、在方における農民による木綿の需要および消費量は、十八世紀末以降徐々に増大した可能性が示唆されよう。

二 弘前藩領における木綿・古手商売の動向

（一）木綿・古手商売の状況

弘前藩領における木綿および古手商売はいかなる状況であったか。「封内事実秘苑 二」寛永六年（一六二九）十一月十三日条によれば、木綿および小間物は青森において売買することと定められた。⁶ 藩政初期、開港してまもない青森が領内における木綿移入の拠点であり、領内における木綿の流通経路を担っていた様子がうかがえる。

後述するように、「国日記」寛文四年（一六六四）三月二十三日条にみえる、青森・平館・三馬屋・鱒ヶ沢・深浦・金井ヶ沢・十三・小泊の各沖横目への申渡しによれば、諸廻船の水主が「私物」として持ち込む「木綿」について、一〇端以内であれば十分一役は免除としている。⁸ また、翌寛文五年（一六六五）三月二十一日、青森・鱒ヶ沢・内真部・三馬屋の各沖横目への申渡しによれば、「木綿新物・古手」に課す十分一役は去年より「固役」とし、「木綿新物・古手」や「綿」などは一櫃につき次銀三匁五分ずつ役銀を徴収することとしている。⁹

このことから、寛文期、木綿・古手類は青森、平館、三馬屋、鱒ヶ沢、深浦、金井ヶ沢、十三、小泊、内真部など領内諸湊へ入津する諸廻船の水主の私物として持ち込まれる場合と、諸廻船の商売荷物として廻漕され領内に移入される場合があったことが知られる。寛文期に至り、木綿の移入港である青森ほか八港を通じて津軽領内における木綿の販路が拡大、木綿を取り扱う廻船業者の商圏が形成されていったと考えられる。

やや時代は下るが、「国日記」宝暦四年（一七五四）二月十二日条には、

在方での木綿および小間物見世を禁止したとある。つまり十八世紀中葉にはすでに在方への木綿の流通があり、青森のみならず在方においても木綿を取り扱う商人が存在していたことを反映したものと推察される。

〔国日記〕宝暦十三年（一七六三）二月八日条（『新編弘前市史』資料編3近世編2 二五九号）には次のようにみえる。

一、本町商人共近年不商及潰二、見世店を相仕廻御町見苦敷御座候に付、（中略）

一、右二付当町并九浦・在々^江申触候趣左之通、
覚

絹布・木綿・細物・太物商売人儀、是まで之通町々勝手々々に徘徊商売仕候而は差障之儀有之候に付、弘前は本町に限り商売仕候様可被仰付候得共、差当り右之通被仰付候而は難儀之者も可有之、然共往々右之通にてハ御差障り不得止事候間、以来右商売方之儀左之通申付候、

一、本町は一丁目より五丁目限り住所商売之儀、并他町徘徊商売之者も本町より出店之分ハ是まで之通勝手次第、其外諸代物本町より買受商売致候様、

一、在々之儀、藤崎村 板屋野木村 五所川原村 木作村 金木村
飯詰村 尾上村 油川村 三馬屋村

右九ヶ所之分ハ是まで商売仕来候者ハ勝手次第商売候様、
右之外村々にて商売之儀、并右九ヶ村之内にても、此末新に右商

売之儀停止に申付候、尤弘前本町^江出店之儀ハ勝手次第申付候、
一、浦々之儀は、是まで之通勝手次第、尚又是まで右九ヶ村^江出店

等致罷有候者ハ是まで之通、此末弘前本町之外出店等ハ停止に申付候、

一、両浜并浦々にて旅人積下シ荷物商売方之儀、船上之上間屋手先を以卸売商売之儀ハ是まで之通勝手次第、弘前本町之外にて旅人見世店を飾り、自分卸売・小売商売之儀ハ小間物類たり共停止に申付候間、弘前問屋付たり共、本町之外にて商売堅ク致間敷候、

（後略）

これは領内における絹布・木綿・細物・太物商売に関し、次のように規制するものであった。

まず弘前の場合、商売は本町に限定する。但し本町からの出店として本町以外の町で売り歩くのは従来通り自由とする。

在方については、藤崎村、板屋野木村、五所川原村、木作村、金木村、飯詰村、尾上村、油川村、三馬屋村において、これまで商売をしてきた者は営業をみとめるが、新規の営業は禁止する。但し、弘前への出店は自由とする。

九浦については、従来通り商売は自由とする。上記九村へ出店し商売していた者は従来通り営業可とし、今後弘前本町以外への出店等を禁止する。また領外の商船から荷揚げされた商品の販売について、問屋を介しての卸売は従来通り自由とするが、他領の者が弘前本町以外で店舗をもち、問屋を介さずに直接仕入れて卸売したり小売したりすることは禁止する。

このような藩による統制は、在方、九浦、他領の商人による弘前への新規出店および木綿商売を許可し、本町以外の商人の参入により本町の

振興を図ったものといえよう。なお、在方での木綿商売に関しては、宝暦四年二月に禁止されていたものの、この度は藤崎村ほか八か所で営業していた既存の木綿商人を認めている。この間に在方における木綿商売の規制の見直しが行われたかどうかの史料は、管見の限り見当たらない。しかしいずれにしても、弘前藩としては在方における木綿商売を認めることにより、在方への木綿の流通経路を確保したとみられる。

また「御用格」(寛政本) 拾参 町 寛政元年(一七八九) 九月二十一日(『青森県史』資料編近世2 四〇七号)には、

覚

本町・東長町之外他町二而絹布・木綿商売停止申付、以来とも右之趣相心得候様、(中略)

一、古手商売物之儀ハ是迄之通一統勝手次第仕候様、新もの木綿等ハ些少之物たり共本町・東長町之外決而商売方御差留被仰付候、

(後略)

とみえ、弘前においては、たとえ少量であつても新物の木綿等は本町および東長町以外での木綿商売を禁止するとし、あくまでも本町の振興を図ったことが確認される。このように木綿商売を規制する一方で、古手商売は従来通り自由とされていることからみれば、古手の流通については確保していたとみてよいであろう。

「御用格」(第一次追録本) 十三 町 文化八年(一八一二) 八月十二日(『青森県史』資料編近世2 四二三号)によれば、本町の木綿商人が、本町の金木屋および東長町の三国屋による正札販売を差し止めることなどを訴願している。

一、勘定奉行申出候、本町木綿商売之者共より、同町金木屋嘉七并東長町三国屋伝兵衛木綿商売正札付御差留方之儀并下土手町古手家業も以来軒数相増不申様、尚又他町之者古手家業御差留方之儀共申出、人別調役沙汰申付候処、別而差障之儀も無御座、乍然正札両家商売傾キ候儀も御座候ハ、外木綿店之者共一統正札付勝手次第商売致候様、

一、在方木綿商売之者上方并他所注文差留之儀難申付候、(後略)しかしながら本町の木綿商人らの訴願に対して、藩は木綿商売に関して正札販売は自由とし、また在方の木綿商人が上方および他所へ注文することについての差し止めの訴願も認めなかったのである。

「御用格」(第一次追録本) 十三 町 文化八年(一八一二) 九月九日(『青森県史』資料編近世2 四二四号)によれば、本町の木綿商人らの訴願により下土手町以外の古手家業は禁止された。

一、町奉行申出候、本町木綿店之者共商不捌二付、下土手町之外古手家業之儀御差留願之通被仰付候得共、急ニ御差留ニ而者難義ニ付、来正月より相止候之様被仰付度義、願之通、

当時、木綿商売をめぐって弘前の木綿商人の間に激しい競争が行われていた。その一方で、弘前藩としては本町における木綿商売および下土手町における古手商売の振興を図りながら、在方を含む領内全体への木綿供給量の増大を指向したととらえることができよう。

「国日記」天保十二年(一八四〇) 十一月五日条(『青森県史』資料編近世2 四三五号)には次のようにみえる。

一、絹布木綿家業之儀、弘前町并両浜ニ相限在方者大場々計木綿古

手家業被仰付罷有候、尤弘前町ニも右家業之儀者本町・東長町其外下土手町^江者古手家業計近年軒数定之上商売被仰付罷有候、外町々ニ而堅商売不相成家業ニ有之候、然者近年在々ニ而絹布・木綿・古手・小間物等ニ至迄商人多罷成、右之処より弘前両浜諸商不足、御城下之衰微ニ相成候間、在々ニ而御印札所持之者者格別、其外隠家業之者嚴御差留被仰付度儀申出、(後略)

本来、絹布・木綿家業は弘前・青森・鯔ヶ沢に限定しており、在方の場合は町場に限り木綿・古手家業を許可している。近年は村々で絹布・木綿・古手・小間物などを扱う商人が増加しており、これにより弘前・青森・鯔ヶ沢における商売が不振、弘前城下の衰微を招いているというものである。

さらに「国日記」元治元年(一八六四)八月二十一日条(『新編弘前市史』資料編3近世編2 弘前市市長公室企画課 二〇〇〇年 二六三号)によれば、在方における木綿商売の実態がうかがえる。

一、三奉行申出候、在方触売并迎買は御差留被仰付度儀ニ付、別紙申出書付御渡被成候間評儀仕候処、在方触売之儀は、文化之度上点羽之通品定之上勝手商売被仰付罷有候^在、近來猥ニ相成、右御定品ニ不拘、絹布・木綿・小間物・美麗之品迄隠持込致触売候旨、尚又、右様之者^江取紛悪者共多分入込候旨ニも相聞得御締合ニ相拘、右等之処より追々諸色高直ニ相成、諸人難渋は勿論、在方小者共迄自然奢侈之風儀押移り、御締向も相立不申候間、以来前書絹布・木綿・小間物之類は不申及、是迄品定被仰付候分共、惣而在方江触売并迎買之儀は堅御差留被仰付度候様、(後略)

右によれば、近年在方において、絹布・木綿・小間物、そのほか上等な品物などを隠れて触売している者があり、そのため不当な売買が行われるなどして商品が値上がりしている。一般領民に奢侈品を求める風潮が波及しているため、在方における触売および迎買を禁止するという。

以上みてきたように、在方における木綿商売は十九世紀中葉頃から大いに活発化し、そしてその木綿市場の活況ぶりは、弘前をはじめ青森・鯔ヶ沢の木綿商売をおびやかすほどであったようだ。これはまた、在方における木綿需要の拡大を示唆するものとみることができよう。

(2) 木綿・古手販売業者の存在形態

弘前藩領における木綿・古手商売を中心とした衣料・染織関係業者の存在形態についてみていきたい。表1-1および表1-2は、十九世紀弘前藩領における衣料・染織関係業者の軒数を整理したものである。

これによれば、文化二年(一八〇五)、弘前城下において木綿あるいは古手を扱う商人は合わせて九五軒、これに対して在方全体の木綿・古手の商人はあわせて八二軒であった。また文化八年における青森の木綿・古手の商人は五八軒とみえ、十九世紀初頭、木綿・古手を取り扱う商人は領内全体で二三五軒程度存在したようである。軒数としては弘前が最も多く、青森がこれに次いでいる。ただし、在方全体でも八二軒の木綿店および古手店が存在していることから、それらの木綿商人は在方で木綿の流通を担い、農民の木綿需要を満たしていたと考えられる。

元治元年(一八六四)における木綿あるいは古手を扱う商人の存在形態はどうであったか。弘前では合わせて八四軒で、文化二年当時と比較

表1-1 19C弘前藩領における衣料・染織関係業者

年代	西暦	在 方			青 森			弘 前		
		業種	軒数	備考	業種	軒数	備考	業 種	軒数	備考
文化2	1805	染屋 木綿店 古手店 染屋形附	72軒 65軒 17軒 1軒	総人口 140,221人 ※1				古手店 絹布・木綿/古手・小間物店 染屋 紫根屋・南部産物店	51軒 44軒 51軒 1軒	総人口 11,774人 ※4
文化8	1811				染屋家業 木綿・古手 染屋形付	8軒 58軒 3軒	※2			
元治元	1864				糸車大工 仕裁屋 染屋 絹布店 木綿店 古手店	1軒 1軒 7軒 1軒 25軒 19軒	総人口 9,991人 ※3	絹布・木綿店 古手店 絹布・木綿/古手・小間物店 打綿屋 織物師 綿打	3軒 43軒(内休3軒) 38軒 15軒(内休3軒) 5軒(内御用3軒) 10軒(内休5軒)	総人口 15,563人 ※5

※1 文化2年「在方総組中人別戸数諸工諸家業総括」(弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫)による
 ※2 文化8年「青森記」(『青森県史』資料編近世2 523号)による
 ※3 元治元年「九浦町中人別戸数諸工諸家業総括」(弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫)による
 ※4 文化2年「弘前町中人別戸数諸工諸家業総括」(『青森県史』資料編近世2 339号)による
 ※5 元治元年「弘前町中人別戸数諸工諸家業総括」(『青森県史』資料編近世2 340号)による

して一軒ほど減っている。このほか「打綿屋」(二五軒)、「綿打」(一〇軒)もみえていることから、当時移入された繰綿により綿打が行われていたと考えられる。また青森の場合、木綿店・古手店あわせて四四軒と、文化八年当時からみれば一四軒の減ではあるが「糸車大工」「仕裁屋」「絹布店」など、文化八年にはみられなかった業種がみえる。このほか、鱈ヶ沢における木綿・古手の店は合わせて三二軒、深浦は木綿店が一四軒、十三は木綿店が四軒、碓ヶ関では古手店が二軒・木綿小売が二軒、野内は木綿小売が一軒、蟹田は木綿店が三軒、今別は木綿店が一軒

表1-2 19C弘前藩領における衣料・染織関係業者(元治元年(1864))

	業種	軒数	総人口
鱈ヶ沢	染屋	4軒	3,916人
	木綿店	11軒	
	古手店	11軒	
	綿打	1軒	
深浦	染屋	5軒	1,366人
	木綿店	14軒	
十三	染屋	1軒	1,231人
	木綿店	4軒	
碓ヶ関	古手店	2軒	802人
	木綿小売	2軒	
野内	木綿小売	1軒	823人
蟹田	木綿店	3軒	717人
今別	木綿店	11軒	1,486人

元治元年「九浦町中人別戸数諸工諸家業総括」(弘前市立弘前図書館蔵岩見文庫)による

存在していた。このように、九浦については大間越を除いた八か所で、木綿あるいは古手の商人が存在し、商売を行っていた。以上のように、弘前や青森のみならず、在方においても木綿・古手を扱う商人

がたしかに存在しており、実際に在方にも木綿・古手が流通していた様子が見えよう。そして先にみたように、これら在方の木綿商人による木綿商売は十九世紀中葉頃から弘前・青森・鱈ヶ沢の商売を低迷に至らしめるほど勢いを増し、在方における木綿市場も未曾有の活況を呈したと推察される。

三 弘前藩領内における木綿・古手類の移入動向

(1) 木綿・古手類の移入にかかる規制を中心に

弘前藩領における木綿・古手類の移入動向をとらえるため、まず木綿・古手類の移入にかかる規制のありかたを軸にみていくことにしたい。

先に述べたように、寛文四年（一六六四）三月二十三日、青森・平館・三馬屋・鱈ヶ沢・深浦・金井ヶ沢・十三・小泊の各沖横目への申渡しによれば、諸廻船の水主が「私物」として領内に持ち込む木綿については、一〇端以内であれば十分一役は免除するとした。

翌寛文五年三月二十一日、青森・鱈ヶ沢・内真部・三馬屋の各沖横目への申渡しでは、木綿新物と古手に課す十分一役は去年より「固役」とし、木綿新物や古手、綿などは櫃一つにつき次銀三匁五分ずつ役銀を徴収するとしている。さらに寛文十年二月二十日の鱈ヶ沢・深浦・金井ヶ沢・小泊・平館の各沖横目に対する申渡し¹⁾、また寛文十年三月十日の青森沖横目に対する申渡し²⁾では、木綿新物・古手・綿などの櫃一つにつき銀四匁を徴収するようにとみえ、徴収役銀が引き上げられた。

また天和三年（一六八三）五月八日の湊口入物役・出物の書出によれば、「木綿古手・新物」については、一〇反の内より一反ずつの入物役を徴収する（『新編弘前市史』資料編2近世編1 一一〇七号）とし、領内諸湊に移入される木綿・古手類の十分一役については、従来の銀納から現物納へと見直しが行われたようである。

「国日記」元禄四年（一六九二）四月二十日条によれば、鱈ヶ沢および青森において、木綿十分一役については銭で納めたいとの要望が以前からあったという（『新青森市史』資料編3近世（1） 一〇八号）。

一、鱈ヶ沢・青盛湊役、拾歩一役木綿銭にて差上申度由、前々人数望申候処、御定に違候故木綿にて取上申候由御座候、就夫銭にて取申候得者町人も悦又御役人も手廻シ能、銭も早速御用立、此方にて木綿毎年払兼直段も下り申候間、銭にて望候者よりハ木綿疋

端之役五匁充仕、役人心得之様請取申儀可然奉存候、靱負江相達候処、弥右之通可然旨就被申候、従今年望之者よりハ銭にて取申候様役人江申達候由、従本メ方申来、則同役中江申達之、

規定では木綿そのもので徴収することとなっていた。しかし銭で徴収すれば、藩としてはすぐ手元に銭を用意できるというメリットが生じ、また木綿の移入量が全体的に増加すると同時に木綿の市場価格も下落することが予想される。青森・鱈ヶ沢では毎年木綿を購入できずにいるが、移入量が増えれば消費者の購入が促進される。木綿の売り手である廻船業者も十分採算は取れると見込んで、銭納を要望したのではあるまいか。弘前藩としては、木綿十分一役の銭納は町人のみならず役人にとっても好都合であると判断したものと察せられる。このような事情から、木綿十分一役の原則は木綿一〇反につき一反を納めるものであったが、銭納を希望する場合は、木綿一〇反につき木綿一反分の役銭として五匁ずつを徴収することとなったようだ。

正徳元年（一七一二）の弘前藩領における衣料・染織関係の移出入品を示したものが表2で、当時「木綿」「新物」「裕」「古手」は専ら移入していることが確認される。しかも当時、これらの木綿・古手類はとりわけ高直で領民が難渋していることから、弘前藩は従来の十分一役を見直し今後は半役を徴収すると、木綿移入にかかる規制を緩めたのであった。

また右によれば十八世紀初頭、木綿十分一役の上納については、木綿の現物から役銭での徴収に全面的に変更されたようだ。この度の木綿十分一役の引き下げについては、先にみたように、木綿移入の増大と消費

表2 正徳元年（1711）弘前藩領における移出入品（衣料・染織関係）

No.	品目	移出	移入	御役	備考
1	木綿（10端より）	-	○	1端につき代銭にて5匁	これまで十歩一御役取り立て。近年はとりわけ木綿・古手類高直につき、今後は半役とする。
2	新物（10より）	-	○	1ツにつき代銭にて9匁	
3	裕（10より）	-	○	1ツにつき代銭にて6匁	
4	古手（10より）	-	○	1ツにつき代銭にて8匁	
5	たたいこ（10より）	-	○	1ツにつき代銭にて3匁	これまで十歩一御役取り立て。移入量が多くない上、切れ切れのものを船で打ちつけて衣類のようにした品であることから免除。
6	きつね（10より）	-	○	1ツにつき代銭にて5匁	
7	絹・小袖・帷子	-	○		
8	綿	-	○		
9	太布（10端より）	-	○	3匁	今後は免除
10	水主ほまち物	-	○		1人につき木綿5端まで免除
11	麻糸	-	○		宝永5年までは御役取り立て、宝永6年より免除。
12	染藍	-	○		
13	紫根	○	-	16貫目1箇につき50匁	
14	品布	○	-	10端につき1匁	

正徳元年「所々湊并御関所出入物御役改帳」（弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫、「青森県史」資料編近世2 718号）による

者の購入を促すことを背景としたものと考えてよいであろう。以上から、十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて、木綿新物や古手が諸廻船の商売荷物としてのみならず、その船乗りたちの帆待荷物として海上輸送により移入されることにより、津軽領内への木綿供給がなされたことが確認される。しかしながら、そのようにしてほぼ継続的に移入されてはいたものの、木綿・古手類は十八世紀初頭に至ってなお高価であった。弘前藩としては木綿移入にかかる規制をたびたび見直しすなどして移入増大を目指したもののほとんど効果がなく、一般領民の購買意欲は落ち込み、領内の消費は冷え込んでいたとみるべきであろう。

表3は、宝暦七年（一七五七）青森船問屋仲間の衣料・染織関係の取扱商品を掲げたものである。船問屋が保管または売買したこれらの商品についての移

入は、宝暦七年（一七五七）青森船問屋仲間の衣料・染織関係の取扱商品を掲げたものである。船問屋が保管または売買したこれらの商品についての移

表3 宝暦7年（1757）青森船問屋仲間の取扱商品（衣料・染織関係）

No.	商品名	単位	庭口銭	売買口銭	備考
1	木綿	120反入1箇	60文	2歩	
2	操（繰カ）綿	6貫目入1本	30文	2歩	
3	折（打カ）綿類	16貫目入1箇	60文	2歩	但し16貫入まで
4	貫出綿	1箇	60文	3歩	
5	真綿	10貫目	60文	2歩	
6	布類	50反	50文	2歩	
7	古手・解分	各1箇	60文	2歩	解分120枚につき庭口銭1匁
8	麻苧	16貫目入1箇	30文	3歩	
9	染藍	20貫目入1箇	60文	3歩	
10	紫根	1箇	60文	3歩	
11	懸綿	1本	40文	3歩	
12	のし継	1本	40文	3歩	
13	古手	40枚入1固分	1匁	2歩	
14	解分	120枚入1固	1匁	2歩	

「問屋定目」（青森県立図書館蔵滝屋文書、「新青森市史」資料編4近世（2）39号）による

入の区別については、残念ながらこの史料からは知ることができない。ただ、表2と比較すれば、それまでみえなかった「繰綿」「打綿」など木綿の中間製品の取り扱いもみられるようになることから、木綿織を前提とした領内での需要拡大や流通の状況を示唆したものと察せられる。ところで、これまでみてきたように、当時、木綿・古手類の移入の手段としてはほとんどが海上輸送に依ったものとみることができ

きるが、このほか陸上輸送のケースはあったのだろうか。「国日記」寛政十年（一七九八）六月二十二日条（『青森県史』資料編近世編2 四一三号）によれば、近隣諸国の旅商人の手により陸路で木綿・古手類が領内に移入されるケースがあったことがわかる。

一、木綿・古手類近国旅人三御関所口より弘前問屋附越之分先年御差留之訳者、両浜御取立之ため尚浜々より直上二候得者自然と下直相成候之趣に寄被仰付候処、差而両浜成立之姿も相見得不申、

木綿類直段引下之体にも無御座候間、問屋附之旅人荷物御関所入御免可被仰付哉、

但旅商人在々背負売致候而者在方不締之筋御座候間、右之義者近年御定之通御差留被仰付置候様、

旅商人による陸路での木綿・古手類の移入について、弘前藩としてはあくまでも問屋による注文分のみ許可し、在方への行商については認めないかった。そしてそのような旅商人による陸路での移入を一時的に禁止し、両浜すなわち青森および鯉ヶ沢からの船揚げにより木綿の値下げをねらったものの、奏功しなかったという。このことは、木綿商品を取り扱う廻船の津軽領内諸湊への入津が振るわなかったことを反映しているよう。

十九世紀に入ってから状況はどうだったか。「滝屋御用留」(青森県立図書館蔵滝屋文書) 天保元年(一八三〇)三月十七日にみえる青森湊口取締にかかる申渡し(『青森県史』資料編近世2 五八七号)によれば、青森に入津した廻船の乗組員が懐に木綿などを隠し入れ、船と問屋(あるいは小宿)とを何度も往復し、内密に木綿を運び入れる場合があったという。

一、船手之もの共木綿等懐ニいたし、問屋并小宿へ幾度も参候旨相聞得、御締合ニ相拘候間、問屋共ニ而船手之もの共へ申合方之儀ハ湊目附ニ而申付置候様、(中略)

一、荷揚物之内木綿箇種々取揃、甲乙有之ニ付此末木綿ハ一人ニ付善悪平均廿反ツ、之白眼ニ而目切いたし、尤箇もの目形之分は歩附相緩不申様、右之趣両浜湊目附へ被仰付候様、

一、在町注文之品御役高之分ハ、御役下直品之名目ニ而荷札送状へも相認、木綿并綿積合壹箇と申出候旨相聞候ニ付、紛數分者詰合役ニ而見分切解、積送状と引合不申分ハ取押へ其段申出候様、

一、上船入津着替浜上之節申出、何れも着替いたし、木綿過分浜上致候旨相聞得候、此末懸硯并ニ錢箱着替入都合三ツより決而浜上不致候様、右之趣所々湊目附并勤番目附へも被仰付候様、

また、より多くの木綿を持ち込もうと、乗組員自身が木綿の衣服に着替えて上陸することも行われていたといい、このような方法により木綿移入にかかる役銀(役銭)の徴収を逃れようとした様子がうかがえる。さらに、廻船が積み込んできた木綿の商売荷物は、品質の良し悪しが異なるものなど、さまざまな種類のものが混在した状態であったという。津軽領内の在町の商人が発注した木綿の荷札や積送状には、実際の品物よりも低い役銀が設定されている銘柄を記載して役銀上納の負担を減らすうとしたり、本来別々に荷造りする必要がある木綿と綿とを取り混ぜて一つの荷にして荷改めをごまかそうとしたりするなどの不正行為がたびたび行われていたのである。そのような不正な移入や取引の背景には、在方を含む領内における消費者の木綿の購買意欲の高まり、木綿需要の増大を読み取ることができよう。

「国日記」天保二年(一八三一)七月十一日条(『青森県史』資料編近世2 四三一号)に、

一、町奉行申出候、弘前町木綿家業之者とも上方表綿作不宜趣ニ而木綿類并葛布袴地直段増、船揚直段不相当之売買致候趣會議申付候所、綿直段増之釣合ニ相叶候様ニ相見得候得共真偽難相分、不

実之様二も相聞候間役筋見聞被仰付候様、尚町奉行二而不実之売
買不致候様被仰付候様、附紙之通申付之、

とみえるように、この頃上方における木綿栽培が不作で木綿が値上がり
していたという。木綿の原材料である綿の価格高騰を考慮に入れたとし
ても、弘前の木綿商人が、船揚された段階の卸値に見合わない法外な売
値で木綿を販売しているきらいがあるとみなされたようである。藩では、
そのような妥当性に欠ける売買はしないよう命じている。また「国日
記」天保八年（一八三七）十一月二十三日条（『青森県史』資料編近世
2 五〇六号）によれば、弘前において木綿が払底し、木綿小売に至る
まで商品在庫がない状況にまで陥ったという。この状況に対し、青森藤
林屋の客船が野辺地へ荷揚げ予定の木綿約一五〇〇反の購入により確保
を試みている。

一、村林平兵衛申出候、御元メ沙汰申出二者、弘前表木綿格別払底
二而店々小売等迄無之趣、一統難渋殊ニ御用之支之儀も御座候間、
詮儀方之儀私共ニ而申付候処、青森藤林屋源吉客船南部野辺地^江
荷揚候木綿千五百反位有之買方申向候処、御蔵米・醬油津出御印
附二而取組相談ニ相成候間、（後略）

以上のことは、一八三〇年代当時、弘前藩領において木綿はあくまでも
移入に依存せざるを得なかった状況を如実に示すとともに、領内全体の
木綿需要に見合う移入量と流通量の安定を図ることは甚だ困難であった
ことを意味している。

さて、表4は嘉永三年（一八五〇）十月から翌四年九月までの青森湊
における衣料・染織関係の移出入品を示している。これによれば、青森

表4 嘉永3年(1850)10月~翌4年9月
青森湊における移入品(衣料・染織関係)

No.	商品名	数量	備考
1	木綿	52,460反	
2	風呂敷	4,240枚	
3	仲(仲カ) 継	15,096貫目	
4	解分	670枚	
5	小古手	16,268枚	
6	小夜着	1,284	但しうち2ツは大夜着
7	蒲団	67枚	
8	足袋	3,740足	
9	織草	1,484貫500目	
10	太布	110反	
11	切糸	304万7,000筋	
12	篠巻綿	459貫目	
13	粒綿	273貫目	
14	座綿	816貫目	
15	懸綿	2,072貫目	
16	繰綿	4貫目	
17	南京綿	298貫500目	
18	古綿	1,783貫目	
19	夜着綿	583貫目	
20	蒲団綿	1,784貫500目	
21	抜出綿	90枚	

嘉永5年4月「青森湊口船揚品調」(『新青森市史』資料編3近世
1) 105号) による

湊における一年間の木綿の移入量は五万二四六〇反であることから、単
純に五万二四六〇人分の木綿需要を満たすことが可能であったというこ
とになる。『津軽史事典』(名著出版 一九七七年)によれば、嘉永六年
(一八五三) 当時の領内総人口は二二万一九九六人で、その内訳として
は家中が二万三四三一人、弘前が一万四〇八六人、その他一八万三九七
九人であった。つまり、一年間で青森湊に荷揚げされた木綿は、藩士お
よび弘前の町人が年間一人当たり一反購入する分を十分まかなうこと
できた量であったといえる。

また表5は弘化二年(一八四五)の弘前藩領における衣料・染織関係
の移出入品を示し、表6は嘉永三年(一八五〇)の弘前藩領における衣
料・染織関係の移出入品を示したものである。¹³⁾ これによれば、「木綿」
(表5・No.3、表6・No.2)「木綿解」(表5・No.7)「篠巻」(表6・No.

表5 弘化2年(1845)弘前藩領における移出入品(衣料・染織関係)

No.	品目	移出	移入	御役	備考
1	絹小袖・帷子	○	○	目形10貫目につき出・入30目	但し小袖・真綿類は陸路により多く移入、船揚げはほとんど無し。
2	真綿	-	○	目形10貫目につき入30目	
3	木綿	○	○	10反につき出・入5文目	
4	目出度白	-	○	10反につき入2文目	
5	新物・古手きつね	○	○	10につき出・入8文目	但し子供小裁着物、1箇40枚入
6	裕	○	○	10につき出・入6文目	
7	単物・木綿解	○	○	10枚につき出・入3文目	但し1箇80枚入
8	たたい子	-	○	10につき入3文目	但し継交の子供着物
9	古綿	-	○	目形16貫目につき入2文目	
10	小古手	○	○	10につき出・入2文目5分	但し1箇40枚入
11	大夜着	○	○	一ツにつき出・入4文目	
12	小夜着布団	○	○	一ツにつき出・入2文目	但し1箇5ツ入
13	風呂敷	-	○	100枚につき入10文目	但し木綿一反につき5尺風呂敷4枚とみなし、10反につき40枚とする。
14	足袋	-	○	100足につき入8文目	但し荷揚げは多くないので、木綿1反8足とみなし、木綿の目形180目として足袋の数を数えること。
15	篠巻・袋綿	-	○	目形12貫目につき入10文目	志の巻40捲入1箇につき目形2貫目50匁。玉袋綿はやろう綿のこと、通常ほとんど荷揚げがなく、多くは荷品として駄下するので十分に吟味すること。
16	繰綿・打塵綿・むしろ・作綿	-	○	目形16貫目につき入10文目	但し棧留綿・南京綿とも1箇貫目入
17	粒綿	○	○	目形6貫目につき出・入4文目	
18	綿・袋綿・南京綿	-	○	目形16貫目につき入8文目	
19	貫出綿	○	○	10につき出・入4分	40枚入から20枚入まであり。そのほか当所は10枚入もあり、120枚で1箇とする。
20	掛綿	○	○	目形16貫目につき出・入4文目	
21	夜着布団・貫出綿	○	○	目形10貫目につき出・入5文目3分	
22	切糸	○	○	10万筋につき出・入3文目	
23	太布	○	○	10反につき出・入3文目	
24	紬布	○	-	目形30貫目につき出3分	
25	延継	○	○	目形16貫目につき入8文目、出4文目	
26	襦布	○	-	10反につき出1文目	
27	蘇芳・明礬	-	○	目形10文目につき入5文目	
28	紫根	○	-	16貫目につき出14文目	
29	染藍	○	○	20貫目につき入15文目、出4文目	
30	麻糸			16貫目につき庭1文目、口3部	但し津出禁止
31	織草			1本につき庭1匁、口3部	
32	夜布団			16貫目につき庭3匁2分、口3部	
33	晒			50反入1丸につき庭2匁、口2部	
34	紅花			16貫目につき御役1匁4分、庭2匁、口3部	

弘化2年「所々湊出入御役帳」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫、「青森県史」資料編近世2 733号)による

15) などに関しては、移入のみならず移出品目にも設定されていることが判明する。おそらくこれらの木綿関連の商品は本来津軽領内に移入されたもので、一時的に問屋の手に渡った後、あらためて他領に向けて移出されたと思われる。

表6 嘉永3年(1850)弘前藩領における移出入品(衣料・染織関係)

No.	品目	移出	移入	御役	備考
1	絹小袖・帷子真綿	○	○	目形10貫目につき出・入30目	但し古小袖・帷子類同断
2	木綿	○	○	10反につき出・入5文目	
3	新物古手・きつね	○	○	10につき出・入8文目	
4	木綿・さしこ	○	○	秤分10枚につき出・入3文目	
5	小古手	○	○	10につき出・入2匁5分	
6	大夜着	○	○	1ツにつき出・入4匁	
7	小夜着・蒲団	○	○	1ツにつき出・入2匁	
8	夜着・蒲団	○	○	16貫目1箇につき出・入8匁	
9	風呂敷	-	○	100枚につき入10文目	
10	足袋	-	○	100足につき入8匁	
11	目出度白木綿	-	○	10反につき入2匁	
12	伸継	○	○	目16貫目1箇につき出4匁・入8匁	
13	太布	-	○	10反につき入3匁	
14	織布	○	-	10反につき出1匁	
15	篠巻・福満綿	○	○	12貫目につき出・入10匁	
16	粒織綿	○	○	6貫目につき出・入4匁	
17	懸綿	-	○	16貫目につき入4匁	
18	織綿打産作・筵作綿	-	○	16貫目につき入10匁	
19	綿袋綿・南京綿	-	○	16貫目につき入8匁	
20	拔出綿	○	○	10につき出・入4分	
21	夜着拔出綿・蒲団	○	○	16貫目につき出・入5匁3分	
22	古綿・屑綿	-	○	16貫目につき入2匁	
23	切糸	○	○	10万筋につき出・入3匁	
24	紅花	-	○	16貫目につき入1匁2分	
25	染藍	○	○	20貫目入1本につき出4匁・入15匁	
26	織草	○	○	16貫目につき出・入1匁	
27	紫根	○	-	16貫目につき出14匁	
28	紺屋灰	○	○	5斗入1俵につき出・入1匁	

嘉永3年「湊出入御役帳」(弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫、「青森県史」資料編近世2 738号)による

弘前藩領における木綿の供給のありかたは、基本的に他領からの移入に大きく依存しなければならぬ体質であり、しかも移入された木綿のほとんどは領内に流通し領民により消費されていたと考えられる。しかしながら弘化・嘉永期に至ると、他領における需要に応じた津軽領内からの木綿の移出が行われた点を考慮すれば、当時、津軽領内への木綿移入が概ね安定し、津軽領内の需要をある程度満たすことが実現していたとみなすことができよう。

(2) 農民による木綿・古手の入手状況

弘前のみならず九浦や在方における木綿・古手販売により、津軽領内には相当量の木綿・古手類が流通したものと察せられるが、実際に一般農民による木綿・古手類の入手状況はいかなるものであったか。古川古松軒「東遊雑記」(東洋文庫27『東遊雑記』平凡社一九六四年)天明八年(一七八八)七月には、次のように述べられる。

十五日碓の関発足、(中略)

予在中の百姓家に入りて風俗を尋ね聞くに、中より下の百姓は綿入れの衣は貯え着ること聞かず、麻布を刺子(布を重ね合わせ、いろいろな意匠のししゅうをした衣)として寒中は三枚もかさねて着てこと足りぬといえり。中以上の人は、大坂より廻る古着を買い求めて着るなり。

十八世紀末頃の状況として、下層農民は綿入れを調達することは困難であるため麻布に刺し子をし、さらにそれを三枚重ねて寒さを凌いでいた。一方、中層以上の農民は大坂から廻漕された古手を購入して着用したと

いうことから、当時在方にも古手が流通し、一部の農民が購入していたとみられる。

十八世紀後半の一般領民の衣類の様相について、もう少し触れておきたい。「国日記」宝暦七年（一七五七）八月二十七日条によれば、深浦町の馬子傳次郎の着衣は「白布こきん」に「帯布三尺」であったという。女房殺害未遂の容疑者として指名手配されていた薄市村の高無孫藏の髻である孫助の場合、「布短小きん」「古あつし山かけ」「布黒染山かけ」「こはん大嶋風呂敷」「白布三尺」「白もめん手拭」「白布古も、引」「がまは、き」を身に着けていた（「国日記」宝暦八年九月十三日条）。このように、麻のこぎんに麻の股引をつけ、麻の三尺帯を締めるというのが基本的な服装であったようだ。また古懸村門前の百姓長五郎の借子で、長五郎の妹せんを鎌で切りつけ逃走していた長次郎の衣服は、「表茶小紋裏寸甫之綿入」「山衣装布短こきん」「白木綿短肌着」であった（「国日記」宝暦十年三月二十七日条）。農民も木綿を入手していた実態がこれにより確認されよう。

以上のことから、当時の一般農民は年間を通して麻でできた丈の短いこぎんに麻の股引を着用するというのが基本的な服装であったが、寒い時期には、綿入や木綿の肌着などを着用して保温性を高め防寒対策をして過ごしたと考えて大過ないであろう。

なお、「国日記」宝暦十一年（一七六一）十二月十五日条によれば、弘前覚勝院町（のち覚仙町）の伊兵衛の着衣は、木綿の「花色布子」（花色は縹色で藍染めの浅葱と藍の間くらい濃い色の色、布子「ぬのこ」は木綿の綿入れ）に同じく木綿の「花色裕」、さらに木綿の「小嶋裕」「嶋

木綿帯」「かちん付通股引」（かちんは褐色で、濃い藍色のこと）と、町人の衣類は農民のものとは対照的に、木綿を常用していたことが確認される。

おわりに

弘前藩領において、他領からの移入により供給された木綿のおもな消費者は、基本的に藩士および町人であった。しかし十八世紀末に農民に對して木綿の使用が全面的に認められたことと相俟って、これ以降は領内全体の木綿の需要が増大したとみて支障ない。

当時木綿・古手類は、諸廻船の商売荷物として、あるいはその乗組員の帆待荷物としても廻漕され、津軽領内に供給されていたものの、十七・十八世紀末頃までは、慢性的に供給不足であったらしい。移入量も少ないため木綿価格は依然として高く、一般領民の購買意欲は落ち込み、領内の木綿市場は低迷していたと考えられる。弘前藩としては、木綿移入にかかる徴収役銀の引き下げなどの措置により木綿移入の増大を目指すものの、その実現は困難を極めた。

木綿・古手類のほか、練綿・打綿などの木綿の中間製品も移入されるなど、領内の木綿関連商品の取り扱いは徐々に充実していったようだ。領内諸湊に荷揚げされたこれらの木綿関連商品は、問屋を通すなどしたのち、弘前のみならず在方の木綿商人のもとに輸送され各店舗で販売された。このようにして一般農民も購入可能な流通システムが形成されていった。しかし、そのようにして領内全体に木綿市場が拡大されるなか

で、上方など木綿の供給地の綿作の状況如何によつては、木綿の移入量と価格が常に変動することは避けられず、弘前においては深刻な在庫不足に見舞われる事態も生じた。弘前藩は領内の木綿需要への対応を求められたものの、木綿の安定供給、そして価格安定を実現させることは甚だ困難であったといわざるを得ない。それは領内で自給できない木綿の入手は、あくまでも移入に依存せざるをえないというありかたに起因するものであった。しかしながらその一方で、十九世紀前半、領内における木綿需要の伸びは、弘前藩による監視の目を掻い潜った不正移入や適正でない売買も行われるほどのものであった。

弘前藩は、基本的には弘前本町の木綿商売および下土手町の古手商売を奨励しその振興を図った。しかしその一方で、九浦をはじめ在方における木綿・古手家業も許可し、さらに在方の商人が問屋などを通さず直接上方などから仕入れることも認めるなどして、在方への木綿流通をも促進させた。在方における木綿・古手商売は、弘前および両浜における商売の衰退を招くほどまでに活発化し、在方の木綿市場はかつてないほどの活況を呈するに至った。このような在方における木綿市場の隆盛を背景に、十八世紀末頃には、下層農民を除くほとんどの一般領民が、少なくとも古手のかたちで木綿衣料を入手し得たと考えられる。

弘化・嘉永期に至ると、木綿・古手・練綿・篠巻などの木綿関連商品は、移入のみならず津軽領内諸藩からの移出も行われる場合があったようだ。この点には、当該地域が他領からの移入木綿の消費地としての位置づけのみならず、他領の木綿需要に対する一供給地としての機能を有していた点も認めることができる。同時に、この時期には津軽領内への

木綿移入が概ね安定し、同領内の需要がある程度は充足させることが実現していたことを反映したものとみなすことができよう。

幕末期、一般領民の間に奢侈品を求める風潮が波及するなかで、本来禁止されている触売から木綿を購入するなどの不正な売買や物価の高騰が引き起こされた。農村部における木綿需要と購買力は、流通統制の混乱を招くほど、かつてない勢いで上昇するに至ったのである。

註

(1) 北奥地域についてみれば、八戸藩における木綿流通のありかたについては、三浦忠司『八戸藩と八戸藩の海運』(八戸港湾運送株式会社一九九〇年)に詳しい。これによれば、木綿は種々の産物の売買を管掌していた御調役所、そしてその下に置かれた町方の機関である御用会所を経由して領内に流入し、販売・流通されていく仕組みとなっていたとされる。その木綿の流通統制の基本的仕組みは、「御調役所」―「御用会所」―「支配人」―「木綿仲間(問屋仲間)」―「店売り・背負い売り・立ち売り」という図式で、移入された木綿は御調役所の監督の下に御用会所を通じて木綿仲間の問屋商人に渡され、ここから証文や鑑札を得ていた店売りなどの小売り商人へ卸されて販売されたという。

(2) 『青森県史』資料編近世2(青森県 二〇〇二年、以下『青森県史』資料編近世2とする) 九八号。

(3) 黒瀧十二郎「法令より見たる津軽藩士の生活・衣食住を中心として」『弘前大学國史研究』八六号(弘前大学國史研究会 一九八九年)、黒瀧十二郎「法令より見たる津軽藩の町人の生活(上)」『弘前大学國史研究』九一号(弘前大学國史研究会 一九九一年)、黒瀧十二郎「法令より見たる津軽藩の町人の生活(下)」『弘前大学國史研究』九二号(弘前大学

國史研究会 一九九二年)、黒瀧十二郎「法令より見たる津輕藩の農民の生活」『弘前大学國史研究』九五号(弘前大学國史研究会 一九九五年)、黒瀧十二郎『津輕藩政時代の生活』(北方新社 一九九三年)、黒瀧十二郎『弘前藩政の諸問題』(北方新社 一九九七年)。

(4) 西村綏子「江戸時代における衣服規制について―盛岡藩の場合(2)―」『岡山大学教育学部研究集録』第四七号(岡山大学教育学部 一九七七年)。

(5) 西村綏子「江戸幕府法における衣服規制の変遷」『岡山大学教育学部研究集録』第四八号(岡山大学教育学部 一九七八年)。

(6) 『新青森市史』資料編3近世(1)(青森市 二〇〇二年、以下『新青森市史』資料編3近世(1)とする) 四号。

(7) 水主の「私物」とは帆待(ほまち)のことであろう。帆待とは、運賃積み船の乗組員が運送契約以外の私の荷物や他人から依頼された荷物を内密に運送し収入を得ることで、買積船の場合は船主の了解を得て一定量までが許された。

(8) 『新編弘前市史』資料編2近世編1(弘前市市長公室企画課 二〇〇〇年、以下『新編弘前市史』資料編2近世編1とする) 一一〇四号。

(9) 『津輕家御定書』三『新青森市史』資料編3近世(1) 三六号・三七号。

(10) 「国日記」同日条『新編弘前市史』資料編3近世編2(弘前市市長公室企画課 二〇〇〇年) 二五八号。

(11) 『津輕家御定書』史料館叢書3『津輕家御定書』(東京大学出版会 一九八一年) 一〇五・一〇六号。

(12) 同前一一〇号。

(13) 弘化二年「所々湊出入御役帳」ならびに嘉永三年「湊出入御役帳」には、「木綿」「繰綿」のほか、さまざまな綿製品が挙げられているが、それぞれが具体的にどのようなものであったか、そのほとんどは詳細不明で

ある。ただし、南京綿とは『日本国語大辞典』第二版 第十卷(二〇〇一年 小学館)によれば、京坂地方で打ち直した綿をいう。

(14) 糸車にかけて糸を引き出すために、綿を細い竹に巻いて細長い筒状にしたもの。

【付記】本稿を執筆するにあたり、弘前大学名誉教授の長谷川成一先生から貴重なご教示を賜りました。ここに記して感謝申し上げます。

(いしやま・あきこ) あおもり北のまほろば歴史館副館長)